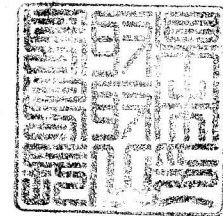




決 定 期 間 延 長 通 知 書

受 総 庁 第 6 0 号  
平 成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

開かれた市政をつくる市民の会  
八村 輝夫 様



鳥取市長 深澤 義彦

平成27年12月7日付けで請求のありました行政文書の開示については、鳥取市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請求のあった行政文書の内容	11/23開催の鳥取市新庁舎建設専門委員会における、設計代表企業応募六社によるプレゼンテーションの技術提案資料
対象となる行政文書の名称	鳥取市新本庁舎建設基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル特定のテーマに対する技術提案書
条例第12条第1項の規定による決定期間	平成27年12月 7日(月)から 平成27年12月22日(火)まで (15日間)
延長後の決定期間	平成27年12月 7日(月)から 平成28年 1月21日(木)まで (45日間)
延長の理由	鳥取市情報公開条例第14条第2項の規定により、技術提案書を公開することによる支障の有無について、各代表企業応募者に意見書の提出を求める期間が必要であるため。
担当課	総務部庁舎整備局 電話番号 0857-20-3012
備考	